

仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、令和8年度京都農林水産総合庁舎本館塔屋アスベスト分析調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 調査目的

本業務は、京都農林水産総合庁舎本館塔屋（以下「本館塔屋」という。）屋上において、試料採取及び分析調査によりアスベストが含有されている建材等の使用の有無を分析調査することを目的とする。

3 調査対象施設の所在地及び調査箇所等

- (1) 所在地 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
- (2) 調査箇所 本館塔屋屋上（別紙調査位置図のとおり）
- (3) 検体数 3検体

4 業務の内容

- (1) 本業務の実施に際しては、石綿に係る法令等に基づき実施するものとする。
 - ・労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則
 - ・大気汚染防止法
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 本業務は、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年5月9日基発0509第4号）及び「建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について」（平成30年4月20日基安化発0420第1号）を遵守し、アスベストを含有している建材等の使用の有無を調査し報告する。
- (3) 建材中の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月12日基発1222第18号）及び建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について（平成26年3月31日基安化発0331第3号）に基づき、試料採取及び定性分析を行い、分析の結果（含有するアスベストの種類）を報告する。

なお、定性分析は層別分析を行うものとし、方法はJIS A 1481-1によること。

また、アスベストの有無が「有」判定の場合は、定量分析を行い、分析の結果（含有するアスベストの種類と含有率）を報告するものとし、契約変更の対象とする。

なお、定量分析の方法は、JIS A 1481-5によること。
- (4) 調査箇所（本館塔屋屋上）は、梯子を利用して上がることが可能である。

なお、梯子は貸与する。

5 配置予定技術者の資格

- (1) 本業務の配置予定技術者は、次のいずれかの資格を有する者であること。

主任技術者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会（NADA）に登録された者

- (2) 受注者は、速やかに主任技術者通知書（様式1）を発注者（監督職員）に提出すること。

6 業務概要

- (1) 業務名

令和8年度京都農林水産総合庁舎本館塔屋アスベスト分析調査業務

- (2) 履行場所

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

京都農林水産総合庁舎本館塔屋屋上

- (3) 履行期限

令和8年11月30日（月）

7 成果物及び提出先

本業務完了後、成果物として「上記4」による業務結果を報告書として取りまとめ、次の書類を提出すること。

なお、次の書類については、工事発注に当たり、入札等の応札業者に対し縦覧に供するので、これを了知すること。

- (1) 調査報告書

2部（正、副各1部）

- (2) 現地写真

2部（正、副各1部）

現地写真は、試料を採取した箇所

- (3) 提出先

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

近畿農政局会計課

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、必要に応じて担当職員と協議を行うこと。

- (2) 業務終了後、速やかに業務完了通知書を提出すること。

- (3) 支払いは、業務完了通知書（様式2）及び上記成果物の提出があり、検査職員の検査合格後、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

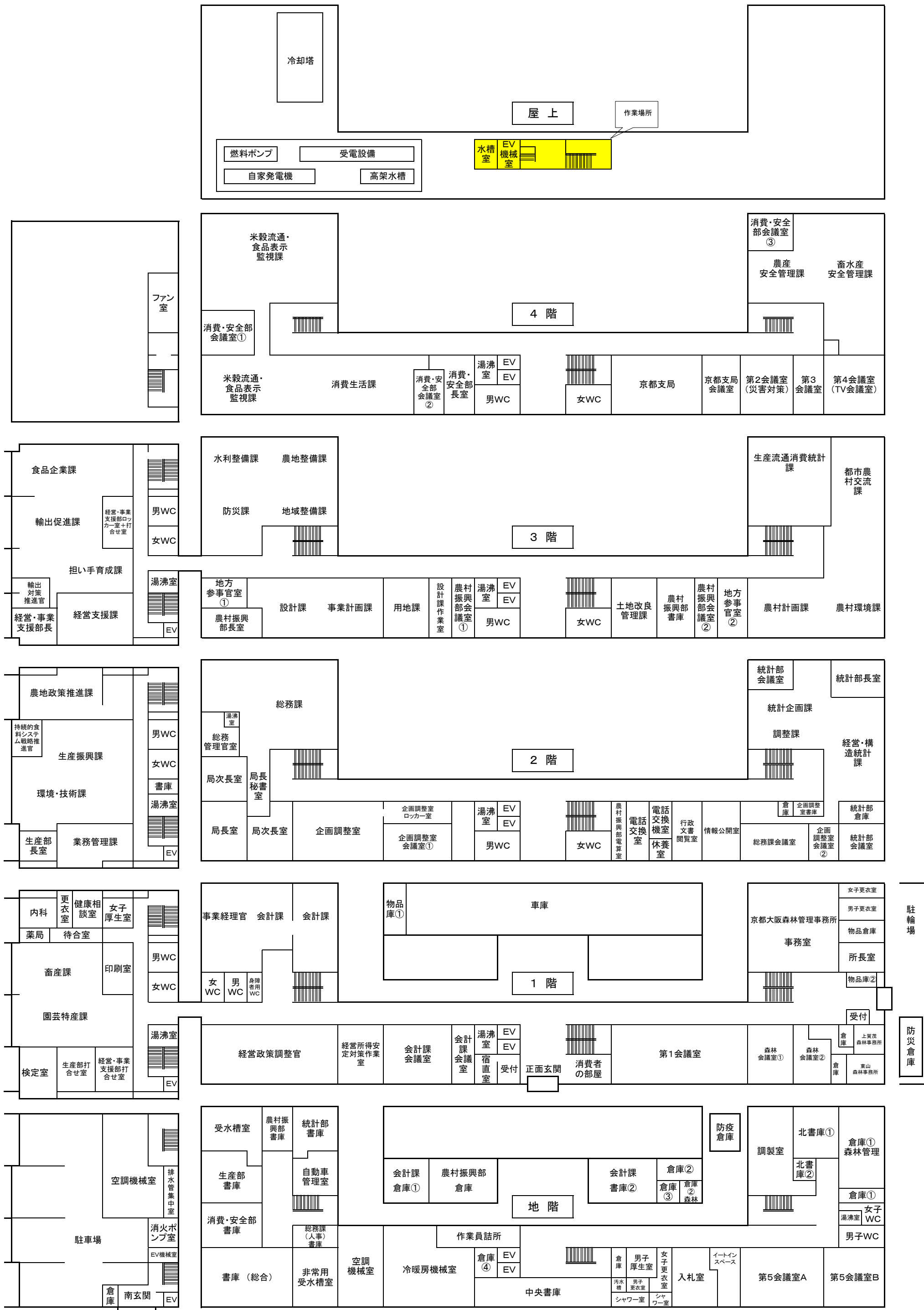
- (4) 契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た情報については、他に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

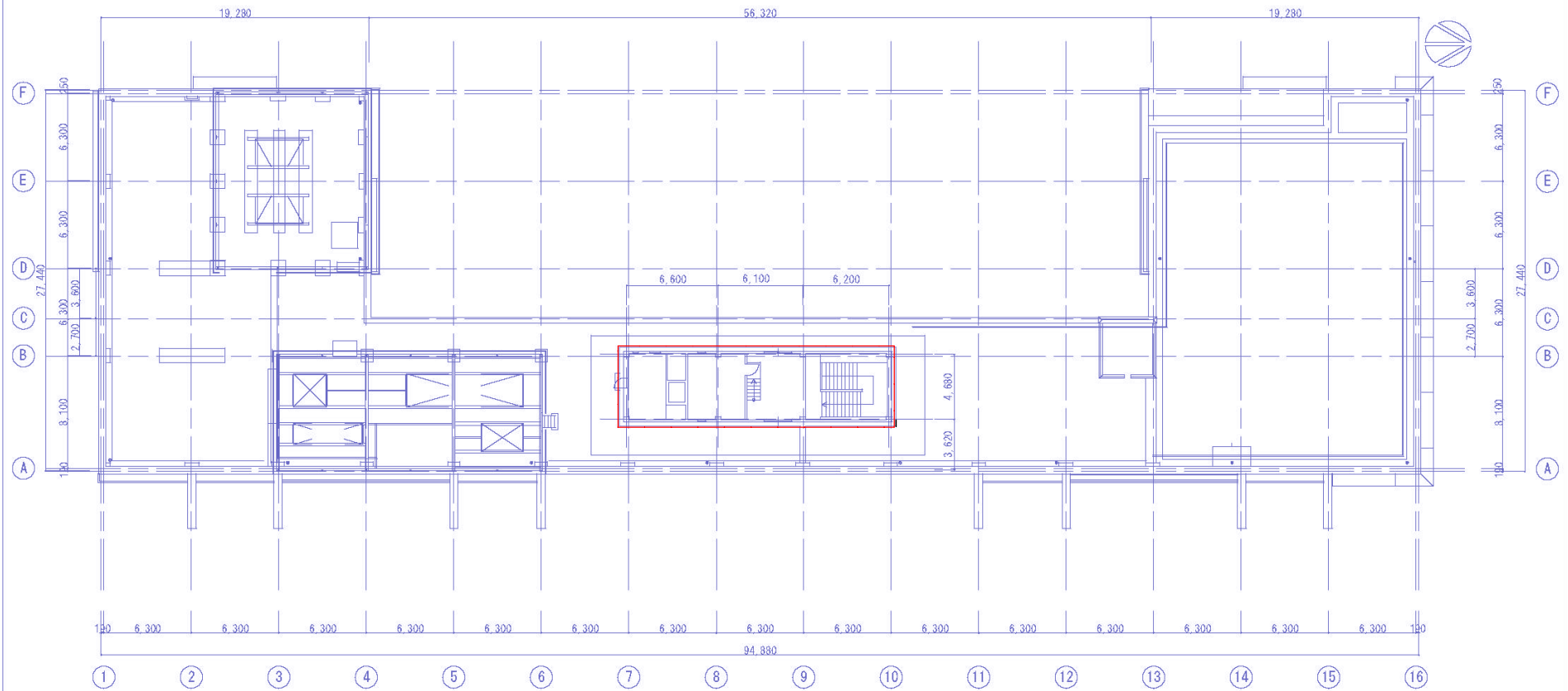
- (5) 本業務における各作業中には、粉塵等の吸引を防止するマスクを必ず着用すること。

また、作業中は調査対象が周囲に飛散しないよう、飛散防止措置を十分に行うこと。

- (6) 受注者は、本業務履行中に建物等に損傷を与えないよう十分留意するとともに、万一損傷を与えた場合は、速やかに担当職員に連絡しその指示に従うこととするが、基本的には受注者の責任において原状回復すること。

京都農林水産総合庁舎 配置図





建物名称 京都農林水産総合庁舎（本館）		縮尺 1/400 (A4)	7 / 12
図面名称 本館 R階平面図			

2023/3/2